

令和元年 9 月 1 1 日開会

令和元年 9 月 2 0 日閉会

令和元年

第 3 回定例会会議録  
(第 2 日目)

小豆島町議会

開議 午後0時55分

○議長（谷 康男君） 皆さん、こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

定例会初日からの議案審議でお疲れのところお集まりくださいまして、ありがとうございます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、皆様のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会します。（午後0時55分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第55号に対する決算特別委員会審査報告について

○議長（谷 康男君） 日程第1、議案第55号に対する決算特別委員会審査報告についてを議題とします。

決算特別委員長の審査報告を求めます。中松委員長。

○決算特別委員長（中松和彦君） 令和元年9月20日。小豆島町議会議長谷康男殿。決算特別委員会委員長中松和彦。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、9月11日付託された平成30年度小豆島町歳入歳出決算認定について慎重審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。令和元年9月13日、17日、18日、19日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め、平成30年度小豆島町歳入歳出決算全般にわたり、決算書、施策の成果及び監査委員の決算審査意見書を参考にしながら、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。議案第55号平成30年度小豆島町歳入歳出決算認定について、次の事項に留意すべきであるとの意見を付して、認定すべきものと決定した。

税務課。固定資産税の前納報奨金のあり方については、慎重に議論を進められたい。

総務課。職員研修を積極的に実施する等、人材育成に努められたい。避難所の標識は、地区外の人もわかるよう道路にも設置する等の検討をされたい。

住民課。戦没者追悼式は町で一本化できるよう遺族会等への働きかけに努められたい。  
農林水産課。鳥獣害対策の一層の推進に努められたい。

オリーブ課。サン・オリーブの今後のあり方について検討されたい。以上です。

○議長（谷 康男君） それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、議案第55号小豆島町決算認定について反対の立場で討論を行います。

まず、一般会計については、マイナンバーに関連する支出、そして部落解放同盟への補助金や個人給付などの同和関連の支出、議員報酬の引き上げなど町民の理解の得られない支出があったこと、また国保税、介護保険料の引き上げがされ、町民の負担が増えました。

国保税の滞納が増え、短期被保険証、資格者証の発行が増えております。町民の負担減のために一般会計からの繰り入れを増やすこととともに、国に対し国庫負担増を求めるべきだと思います。

さらに、後期高齢者医療保険については、高齢者を差別する制度で、廃止すべきです。以上です。終わります。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番藤本傳夫議員。

○1番（藤本傳夫君） 私は、議案第55号平成30年度小豆島町歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。

本決算は、昨年就任した松本町長が施政方針で掲げた人が集い、元気な町を目指すために提案し、我々議会が議決した予算に基づき、将来にわたり持続可能な財政運営をするため、庁舎の再編や町道の維持補修、高潮対策など住民生活に密接に関係する事業を確実に執行しているものと考えます。

また、同和問題については、今なお完全な部落差別の解消には至っておらず、地方公共団体はその実情に応じた施策を講じる責任がございます。

マイナンバー制度については、公平な課税やサービスの提供を円滑にするためのものであり、制度の厳格な運営を図るためにも必要な予算の執行だと思います。

国保税等は、住民の負担をそれぞれ公平に保つための措置であり、値上げもやむを得な

いものと考えます。

また、各特別会計、企業会計においても我々議会の議決によって成立した予算に基づき、経費節減に努め、効率的かつ効果的に執行し、事業を行ったものと考えます。よって、私は議案第 55 号に賛成いたします。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決をします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第 55 号平成 30 年度小豆島町歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第 55 号平成 30 年度小豆島町歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

~~~~~

日程第 2 議案第 61 号及び請願第 2 号に対する総務建設常任委員会審査報告について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 2、議案第 61 号及び請願第 2 号に対する総務建設常任委員会審査報告についてを議題とします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。中松委員長。

○総務建設常任委員長（中松和彦君） 令和元年 9 月 20 日。小豆島町議会議長谷康男殿。総務建設常任委員会委員長中松和彦。

委員会審査報告書。

本委員会は、9 月 11 日付託された議案及び請願について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条及び第 93 条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。令和元年 9 月 19 日。
2. 審査の経過。議案については、担当課の出席を求め詳細な説明を受け、請願については、紹介議員からの意見を聴取した上で各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。
3. 件名及び審査の結果。

(1)議案第 61 号小豆島町消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2)請願第2号所得税法第56条の廃止の意見書採択を求める請願。

不採択と決定した。以上です。

○議長（谷 康男君） それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

まず、議案第61号小豆島町消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について、討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、議案第61号小豆島町消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について反対の立場で討論を行います。

10月からの消費税増税に伴う条例ですけれども、10月からの増税はストップすべきです。今でさえ深刻な消費不況が続いています。賃金が減っている、年金が減ったのに医療も介護も負担が重過ぎる、消費税増税路線、大企業優遇のアベノミクスで格差と貧困が拡大する中、増税を強行することは住民生活にさらに深刻な影響を与えます。

社会保障や財政再建のためと国民を欺き、所得の少ない人ほど負担が重い消費税増税ではなく、巨額の富を蓄えている大富豪や大企業に応分の負担を求める税制に見直すべきです。大軍拡や大型開発中心の予算にメスを入れ、税金は社会保障、若者、子育て支援などに優先して使うべきです。そうすれば格差と貧困を是正することができ、景気の回復にも役立ちます。

町の使用料などへの消費税の増税転嫁は、国へは納める必要のないものへの転嫁であり、公共料金の引き上げは諸物価高騰の引き金にもなり、住民生活にも大きな影響を与えるものであります。よって、引き上げに伴う条例改正には反対をいたします。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。6番中松和彦議員。

○6番（中松和彦君） 私は、議案第61号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

地方公共団体も資産の譲渡等を行う限りにおいては納税義務者となりますが、町の一般会計については特例があり、課税標準額に対する消費税額と課税仕入れ等にかかわる消費税額を同額とみなし、申告義務はありません。また、本町には該当するものではありませんが、企業会計や収益の多い特別会計では納税をしています。このように、地方公共団体も

納税義務者でありますので、消費税の改定に沿って町の使用料等を引き上げることは本町でもこれまでやってきましたし、他の自治体でも行っていることであり、必要なことだと考えますので、議案第 61 号に賛成をいたします。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 61 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第 61 号小豆島町消費税率及び地方消費税の改定に伴う関係条例の整備に関する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、請願第 2 号「所得税法第 56 条の廃止」の意見書採択を求める請願について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。6 番中松和彦議員。

○6 番（中松和彦君） 私は、請願第 2 号について反対の立場で意見を述べたいと思います。

所得税法第 56 条は、みずからが税法に従って所得金額と税額を正しく計算し納税する申告制度において、世帯内で行われる恣意的な所得分割を防止するため、個人事業主が生計を一にする親族に支払う給料等が必要経費に算入できないとの規定であります。しかしながら、同法第 57 条の特例を活用することにより、配偶者やその親族が事業に従事したとき、定額または相当の対価の支払いは認められています。よって、所得税法第 56 条が事業後継者不足を招き、家族従事者の人格、人権、労働を不当に評価しているとは言えません。よって、請願第 2 号の採択については反対いたします。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。12 番鍋谷真由美議員。

○12 番（鍋谷真由美君） 私は、請願第 2 号「所得税法第 56 条の廃止」の意見書採択を求める請願に賛成の立場で討論を行います。

所得税法第 56 条は、同一生計親族に支払う対価を事業所得などの必要経費とせず、またこれを受け取った側の所得としない旨を規定しています。したがって、日本では、個人

事業者の配偶者、ほとんどが女性ですが、どんなに働いてもその働き分は正当に認められていません。専従者控除の 86 万円しか認められていません。また、出産育児手当も支給されず、彼女らの社会的地位を不当に引き下げています。

もともと所得税法第 56 条は、戦後、伝統的な家族制度の残る中、親族に対価を支払う慣行も未成熟な状況下において、恣意的に対価を定めることなどにより所得分散を図り、税負担を軽減しようとする要領のよい納税者の租税回避行為を防止するため、租税回避防止策として制定されたものです。このため、世帯を課税単位として捉えており、本来個人単位課税を原則とする所得税法の例外的規定となっています。

しかし、今日女性の社会進出は目覚ましく、夫婦共働きが増え、また経済的に独立する人々も急増しています。最近では、おのおの独立した事業者である配偶者間の対価の支払いをめぐる裁判も提起され、制定当時には想定できなかったケースも出現しています。社会が大きく変貌する中、同一生計であるというだけで親族に支払う対価の経費性を一切認めないこの規定は、もはや経済の実情にそぐわないものとなっており、課税上新たな不公平を生じる結果となっています。

所得税法第 56 条は、戦前の家の制度の名残であり、男女共同参画社会基本法の趣旨からも受け入れがたい内容で、時代遅れのものとなっています。アメリカやイギリス、ドイツ、韓国などの諸外国では家族従業者の賃金経費が認められています。同一生計親族に支払う対価については、その適正な金額を必要経費とすることが所得税法の本則第 37 条からいっても正しく、また対価の支払いを受ける側も所得とすることが相当です。したがって、事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例、所得税法第 56 条は廃止すべきです。以上の理由により、請願を採択することを求めます。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第 2 号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立少数です。よって、請願第 2 号は不採択とすることに決定されました。

~~~~~

日程第3 議案第65号 小豆島町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、議案第65号小豆島町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第65号小豆島町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、自治会等が管理する土地について、地方自治法第260条の2第1項の規定による認可を受ける以前にあっては、政令によりその財産が町に帰属されていましたが、当該政令の施行前から引き続き自治会等が管理する町名義の土地について、当該自治会等に無償譲渡できるよう所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） それでは、議案第65号小豆島町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

上程議案集の1ページをお願いします。

第3条に規定する普通財産を譲与または減額で譲渡できる場合は、従来公共事業に関した場合だけでございましたけども、新たに第5号として下線部のとおり、ポツダム政令により町に帰属した財産のうち、引き続き自治会等が管理している場合、その自治会等が認可地縁団体である場合は、譲渡できる規定を追加するものでございます。

平成3年4月の地方自治法の改正により、町長の認可を受けた自治会に地縁認可団体として法人格を付与する制度ができ、自治会も登記名義人となることができるようになりましたが、それ以前は、権利義務の主体となることができるのは自然人と法人に限られることから、法人格がない自治会は登記名義人になれず、本来自治会所有の土地が町村制施行以前の名称であったり、代表者や構成員の共有名義であったりしました。そのような場合に、所有権移転や分筆等の登記手続きができず公共事業等に支障があるため、町村制施行以前の名称の土地については、ポツダム政令をもとに一度町に名義を変更し、事業を行ってまいりました。しかし、分筆し事業を行った場合、その事業完了後に残った土地は町名義のままにしておくしかなかったため、事業以前から引き続いて自治会が管理し、またその自治

会が認可地縁団体の許可を受け法人格を有している場合は、本来の所有者である自治会に無償譲渡できるようにするものでございます。

このポツダム政令とは、ポツダム宣言の受託に伴い、昭和 22 年 5 月に発令された政令で、その 15 号において旧町内会は国家総動員体制の一翼を担った好ましくない組織として廃止を求め、旧町内会等が保有する財産は属する市町村に帰属するものとされるもので、ポツダム政令に基づく土地の移動は、現在でも町村制施行以前の名称の土地を公共事業等で町名義にする場合に使われている方法でございます。

今回、本条例改正を行う理由としましては、二面地区において、昭和 52 年にポツダム政令により二面村から池田町に所有権を移転、分筆し、所有権者を移転し、残った土地を池田町名義のまま二面自治会が管理を続けていることが判明いたしましたので、本来の所有者である二面自治会に名義を変更する必要があること、また町内に町村制施行以前の名称のままの土地が約 10 万 7 千平米あり、今後これらの土地が公共事業等に係れば同様の事態になることが予測されることから、本条例を改正するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 65 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 65 号小豆島町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 4 議案第 66 号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事（第 1 工区）に係る工事請負契約について

日程第 5 議案第 67 号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事（第 2 工区）に係る工事請負契約について

日程第6 議案第68号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 浸出水処理施設建設  
工事に係る工事請負契約の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、議案第66号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備  
雨水バイパス管改修工事（第1工区）に係る工事請負契約についてから日程第6、議案第  
68号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 浸出水処理施設建設工事に係る工事請負契約  
の変更については関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町  
長。

○町長（松本 篤君） 議案第66号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス  
管改修工事（第1工区）に係る工事請負契約について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、新たな一般廃棄物最終処分場の整備に関し、雨水バイパス管改修工事（第1工  
区）に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議  
会の議決を求めるものでございます。

また、議案第67号につきましても、同工事（第2工区）に係る工事請負契約につきまし  
て、議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第68号につきましては、令和元年第3回小豆島町議会臨時会でご議決をい  
ただいた浸出水処理施設建設工事に係る工事請負契約について、消費税率が改定されるこ  
とに伴い、変更の必要が生じますことから、工事請負契約を変更しようとするものでござ  
います。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い  
申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第4、議案第66号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水  
バイパス管改修工事（第1工区）に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。環  
境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 議案第66号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水  
バイパス管改修工事（第1工区）に係る工事請負契約について説明申し上げます。

追加上程議案集の3ページをお願いいたします。

小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定  
に基づきまして、予定価格が5千万円を超えます本件工事の工事請負契約を締結するため、  
地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございまして、  
1としまして、契約の目的につきましては、小豆島町一般廃棄物最終処分場整備雨水バイ  
パス管改修工事（第1工区）でございます。契約の方法は一般競争入札による契約でござ

いまして、契約の金額は1億670万円、契約の相手方は香川舗道株式会社代表取締役片山克彦でございます。

1枚めくっていただきまして、4ページの概要書のほうをご覧いただきたいと思います。

項目1から3につきましては、先ほどご説明したとおりでございますが、4の工期につきましては、町の指定する日から令和2年3月31日までとしまして、本議会の議決をもちまして効力を発揮する仮契約を締結しております。

ここで、5ページのほうに目を移していただきまして、本件工事につきましては、過去の開発で整備されました全長184メートルの雨水排水管のうち、第1工区につきましては、赤で示しております海側の62.6メートルの耐圧改修を行うものでございます。第1工区62.6メートルのうち、既存コルゲート管、これにポリエチレン製の配管を挿入しまして固定する工法により57.4メートルを施工、残る35.2メートルにつきましては、布設がえにより施工することといたしております。

4ページのほうに戻っていただきまして、項目6の入札業者におきましては、8月28日、29日の入札期間におきまして、香川舗道株式会社、田村石材株式会社、2社の応札がございました。以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第66号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事（第1工区）に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

次、日程第5、議案第67号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事（第2工区）に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 議案第67号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事（第2工区）に係る工事請負契約につきまして説明を申し上げます。

追加上程議案集の6ページをお願いいたします。

小豆島町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、本件、5千万円を超えます工事請負契約を締結するために、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は、小豆島町一般廃棄物最終処分場整備雨水バイパス管改修工事（第2工区）でございます。契約の方法につきましては一般競争入札による契約で、契約金額は9,003万5千円、契約の相手方は田村石材株式会社代表取締役田村樹雄でございます。

4ページのほうの概要書をご覧いただきたいんですが、項目1、3につきましては、先ほど説明したとおりでございます。項目4につきましては、第1工区と同じく、町の指定する日から令和2年3月31日までとしておりまして、仮契約を締結いたしております。

1枚めくっていただきまして、8ページのほうをご覧いただきたいんですが、本件工事につきましては、第1工区、海側に対しまして、山側の121.4メートルの改修耐圧工事を行うものでございます。第2工区121.4メートルのうち、これも既存コルゲート管にポリエチレン製の配管を挿入しまして固定する方法により24.9メートルを施工、残る96.5メートルを開削、布設がえにより施工することといたしております。

7ページに戻っていただきまして、項目6でございますが、入札業者におきましては9月2日、3日の入札期間におきまして、田村石材、それと株式会社竹本組の2社の応札がございました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第67号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事（第2工区）に係る工事請負契約については原案どおり可決されました。

次、日程第6、議案第68号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 浸出水処理施設建設

工事に係る工事請負契約の変更についての内容説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 議案第 68 号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 浸出水処理施設建設工事に係る工事請負契約の変更につきまして説明申し上げます。

追加上程議案集の 9 ページのほうをお願いいたします。

本件、変更につきましては、令和元年第 3 回臨時議会におきまして議決いただきました本件工事請負契約の変更につきまして、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条及び地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、小豆島町一般廃棄物最終処分場整備浸出水処理施設建設工事でございます。契約の方法につきましては一般競争入札でございまして、契約の金額、これにつきましては、現在の契約金額 10 億 440 万円に対しまして 1,860 万円を増額し、10 億 2,300 万円にしようとするものでございます。契約の相手方につきましては、西原環境・香川舗道特定建設工事共同企業体代表者株式会社西原環境四国営業所所長代理廣谷真一でございます。

10 ページのほうをご覧いただきたいんですが、概要書の 1 から 3 につきましては、説明のとおりでございます。工期につきましては、第 3 回臨時議会議決の日、令和元年 7 月 19 日から令和 3 年 10 月 29 日でございます。変更概要につきましては、消費税及び地方消費税の税率改定に伴う工事費の増額でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○1 1 番（安井信之君） この工事は、もう工期は始まっとんのですか。その辺どうなんのですか。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 工期的にはもう開始しておりますので、現在、これは性能発注ということで、施設の内容の設計に着手しておるところでございます。と申しましても、現時点では設計の前提条件としての項目の点検をさせていただいておりまして、それぞれの処理方式等々につきまして調整を行っておる段階でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○1 1 番（安井信之君） 工期が始まっているのだったら、消費税が 8 % のときと 10 % になるときのあれが、これは全部 10 % で上がってきてますよね。その辺どういうふうな考えのもとになるのですか。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 消費税につきましては、4月から10月1日に工期が終われば8%で終わると。工期が延長すれば、例えば前払い金、中間払いを10月1日までに払う場合は8%でお支払いをして、最終工期が終われば10%としてその辺も全部含めて精算するというので、総額で10%に上がるようになります。以上でよろしいでしょうか。

恐らく工事については前払いとか中間払いがあると思いますけども、それを10月1日までに払うときは当然8%でお支払いをしています。契約、この変更のように、たとえその前払い金、中間払いを払っていても、総額で変更契約をしまして、もともと8%での消費税で払ってますので2%分足りませんから、その辺も含めて精算するときに合わせてお支払いをするような形になります。当然、工期が10月1日までに終わるものは8%で契約して、全て8%でお支払いするようになりますけども、こういう工期が10月1日を超えるものはそういうふうな支払いになります。以上です。

○議長（谷 康男君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 私が聞いておるのは、10月1日までに契約をすれば8%のままで行けますよという聞いて、急いで契約した事例がほかにありますけど、そうとちゃうんえ。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） それは、済いません、間違いでございまして、竣工が10月1日までに終わっていないと、あくまでも契約だけ先に8%でも、竣工が10月1日を過ぎれば10%でお支払いするようになります。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第68号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 浸出水処理施設建設建設工事に係る工事請負契約の変更については原案どおり

可決されました。

~~~~~

日程第7 議員派遣について

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員派遣をすることに決定しました。

~~~~~

日程第 8 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 9 閉会中の継続調査の申し出について

日程第10 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷 康男君） 次、日程第8から日程第10、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、日程第8から日程第10を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員会委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上で今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和元年第3回小豆島町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後1時36分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員